

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

※赤字下線部分が今回改正箇所

(新)								
第1 から 第6 4 建物の調査 表6-3 まで 略								
(1) 木造建物の調査及び算定								
木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。								
表6-4 略								
表6-5								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技 師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技 師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技 師 D	—	—	0.13	0.13人	
木 造 建 物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技 師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技 師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技 師 D	—	—	0.13	0.13人	
木 造 建 物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技 師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技 師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技 師 D	—	—	0.10	0.10人	

(旧)								
第1 から 第6 4 建物の調査 表6-3 まで 略								
(1) 木造建物の調査及び算定								
木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。								
表6-4 略								
表6-5								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木 造 建 物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.42	0.13	0.13	0.68人	
			技 師 B	0.42	1.18	0.48	2.08人	
			技 師 C	0.42	0.63	0.37	1.42人	
			技 師 D	—	—	0.13	0.13人	
木 造 建 物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.47	0.14	0.15	0.76人	
			技 師 B	0.47	1.40	0.32	2.19人	
			技 師 C	0.47	0.94	0.38	1.79人	
			技 師 D	—	—	0.13	0.13人	
木 造 建 物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技 師 A	0.29	0.09	0.13	0.51人	
			技 師 B	0.29	0.60	0.35	1.24人	
			技 師 C	0.29	0.54	0.38	1.21人	
			技 師 D	—	—	0.10	0.10人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、用地調査等業務共通仕様書 別記1 1 石綿調査算定要領（以下「石綿

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、用地調査等業務共通仕様書 別記1 1 石綿調査算定要領（以下「石綿

要領」という。)第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-6 略

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39	
			技師A	0.70	0.25	—	0.95	
			技師B	0.70	1.63	0.59	2.92	
			技師C	—	2.10	0.46	2.56	
			技師D	—	—	0.22	0.22	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8 略

要領」という。)第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-6 略

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39	
			技師A	0.70	0.25	—	0.95	
			技師B	0.70	1.63	0.59	2.92	
			技師C	—	2.10	0.46	2.56	
			技師D	—	—	0.22	0.22	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8 略

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-9、10 略

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造 建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの 場合
			技師A	1.08	3.60	—	4.68人	
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師D	—	—	0.23	0.23人	
非木造 建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.83	2.76	—	3.59人	
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師D	—	—	0.21	0.21人	
非木造 建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.82	2.18	—	3.00人	
			技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師D	—	—	0.26	0.26人	
非木造 建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.41	0.17	0.11	0.69人	
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-9、10 略

構造計算を行わない場合

表6-11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造 建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの 場合
			技師A	1.08	3.60	—	4.68人	
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師D	—	—	0.23	0.23人	
非木造 建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.83	2.76	—	3.59人	
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師D	—	—	0.21	0.21人	
非木造 建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.82	2.18	—	3.00人	
			技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師D	—	—	0.26	0.26人	
非木造 建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.41	0.17	0.11	0.69人	
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造 建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの 場合
			技師A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師D	—	—	0.23	0.23人	
非木造 建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師D	—	—	0.21	0.21人	
非木造 建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師D	—	—	0.26	0.26人	
非木造 建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造 建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04人	用途による 区分イの 場合
			技師A	1.08	11.43	—	12.51人	
			技師B	1.08	0.48	1.30	2.86人	
			技師C	—	2.54	1.39	3.93人	
			技師D	—	—	0.23	0.23人	
非木造 建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.83	9.47	—	10.30人	
			技師B	0.83	0.41	1.10	2.34人	
			技師C	—	1.98	0.97	2.95人	
			技師D	—	—	0.21	0.21人	
非木造 建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.82	7.17	—	7.99人	
			技師B	0.82	0.22	0.79	1.83人	
			技師C	—	1.90	1.00	2.90人	
			技師D	—	—	0.26	0.26人	
非木造 建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	用途による 区分イの 場合
			技師A	0.41	1.52	0.11	2.04人	
			技師B	0.41	1.10	0.34	1.85人	
			技師C	0.41	0.69	0.42	1.52人	
			技師D	—	—	0.18	0.18人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-12 から 5 建物等の法令適合性の調査及び算定 まで 略

## 6 工作物の調査

### (1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。（建築設備を除く。）

#### イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-16の区分によるものとする。

表6-16 略

#### ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管、配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-17

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技 師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技 師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技 師 D	—	—	0.22	0.22人	

表6-12 から 5 建物等の法令適合性の調査及び算定 まで 略

## 6 工作物の調査

### (1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。（建築設備を除く。）

#### イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-16の区分によるものとする。

表6-16 略

#### ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-17により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管、配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-17

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技 師 A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技 師 B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技 師 D	—	—	0.22	0.22人	

機械設備B	事業所	設置面積	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人
		400㎡以上	技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人
		600㎡未満	技師 B	0.94	2.76	—	3.70人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備C	事業所	設置面積	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人
		400㎡以上	技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人
		600㎡未満	技師 B	1.18	3.45	—	4.63人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備D	事業所	設置面積	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人
		400㎡以上	技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人
		600㎡未満	技師 B	1.35	3.97	—	5.32人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人

機械設備B	事業所	設置面積	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人
		400㎡以上	技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54人
		600㎡未満	技師 B	0.94	2.76	—	3.70人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備C	事業所	設置面積	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人
		400㎡以上	技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94人
		600㎡未満	技師 B	1.18	3.45	—	4.63人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人
機械設備D	事業所	設置面積	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人
		400㎡以上	技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98人
		600㎡未満	技師 B	1.35	3.97	—	5.32人
			技師 D	—	—	0.63	0.63人

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-18の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-18 から ハ 機械設備の見積 まで 略

## (2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

### イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-20の区分によるものとする。

表6-20 略

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-18の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-18 から ハ 機械設備の見積 まで 略

## (2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

### イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-20の区分によるものとする。

表6-20 略

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-21により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存在する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-21

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備	設置面積 300㎡以上	主任技師	—	—	0.10	0.10人	
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56人	
	当 たり	500㎡未満	技師B	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師C	0.29	0.49	—	0.78人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	
生産設備B	設 備	設置面積 300㎡以上	主任技師	—	—	0.12	0.12人	
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74人	
	当 たり	500㎡未満	技師B	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師C	0.41	0.70	—	1.11人	
			技師D	—	—	0.19	0.19人	
生産設備C	設 備	設置面積 300㎡以上	主任技師	—	—	0.11	0.11人	
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52人	
	当 たり	500㎡未満	技師B	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師C	0.21	0.48	—	0.69人	
			技師D	—	—	0.17	0.17人	
生産設備D	設 備 当 たり	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師C	0.13	0.21	—	0.34人	
			技師D	—	—	0.17	0.17人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-22の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-21により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存在する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表6-21

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備	設置面積 300㎡以上	主任技師	—	—	0.10	0.10人	
			技師A	0.29	0.14	0.13	0.56人	
	当 たり	500㎡未満	技師B	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師C	0.29	0.49	—	0.78人	
			技師D	—	—	0.15	0.15人	
生産設備B	設 備	設置面積 300㎡以上	主任技師	—	—	0.12	0.12人	
			技師A	0.41	0.15	0.18	0.74人	
	当 たり	500㎡未満	技師B	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師C	0.41	0.70	—	1.11人	
			技師D	—	—	0.19	0.19人	
生産設備C	設 備	設置面積 300㎡以上	主任技師	—	—	0.11	0.11人	
			技師A	0.21	0.15	0.16	0.52人	
	当 たり	500㎡未満	技師B	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師C	0.21	0.48	—	0.69人	
			技師D	—	—	0.17	0.17人	
生産設備D	設 備 当 たり	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	
			技師A	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師B	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師C	0.13	0.21	—	0.34人	
			技師D	—	—	0.17	0.17人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-22の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含

まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-22 から ハ 生産設備の見積 表6-23 まで 略

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。

イ 附帯工作物の区分 から 表6-24 まで 略

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-25により行うものとする。ただし、第8予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-25

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	

まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-22 から ハ 生産設備の見積 表6-23 まで 略

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものをいう。

イ 附帯工作物の区分 から 表6-24 まで 略

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-25により行うものとする。ただし、第8予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業(図面等)）を70パーセントに補正するものとする。

表6-25

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	



農家敷地A	戸	敷地面積	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人
		600㎡以上	技師 B	0.65	—	0.88	1.53人
		1,000㎡未 満	技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人
			技師 D	—	—	0.07	0.07人
農家敷地B	戸	敷地面積	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人
		1,000㎡以 上	技師 B	0.91	—	1.11	2.02人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人
			技師 D	—	—	0.13	0.13人
工場等の敷地	箇所	敷地面積	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人
		500㎡以上	技師 B	0.41	—	0.83	1.24人
		1,000㎡未 満	技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人
			技師 D	—	—	0.18	0.18人
独立工作物	箇所		技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34人
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94人
			技師 D	—	—	0.15	0.15人

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-26 から 別表 設計数量表示単位一覧表 まで 略

農家敷地A	戸	敷地面積	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81人
		600㎡以上	技師 B	0.65	—	0.88	1.53人
		1,000㎡未 満	技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21人
			技師 D	—	—	0.07	0.07人
農家敷地B	戸	敷地面積	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23人
		1,000㎡以 上	技師 B	0.91	—	1.11	2.02人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82人
			技師 D	—	—	0.13	0.13人
工場等の敷地	箇所	敷地面積	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86人
		500㎡以上	技師 B	0.41	—	0.83	1.24人
		1,000㎡未 満	技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13人
			技師 D	—	—	0.18	0.18人
独立工作物	箇所		技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37人
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34人
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94人
			技師 D	—	—	0.15	0.15人

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-26の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-26 から 別表 設計数量表示単位一覧表 まで 略